

立憲  
れいわ  
市民の会

# 塚田ひさこの としま区議会ニュース

2025年  
02号

発行日：2025年12月1日  
発行：立憲・れいわ・市民の会 発行責任者：塚田ひさこ  
連絡先：〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所9階(立憲・れいわ・市民の会 控入室)  
電話：03-4566-2956 FAX：03-3980-7031  
塚田ひさこ事務所：電話&FAX：03-6914-3140



◀一般質問をはじめ、塚田ひさこの議会での発言をこちらで見ることができます

Group of rr-shiminnokai — Toshima Ward Assembly

1962年香川県高松市に生まれる。香川県立高松高校、成城大学文学部卒業。1986年サントリー(株)勤務を経て、出版社にて雑誌・書籍編集、企画制作会社にて企業や公的イベントのIT広報に従事。2005年～憲法と社会問題を考えるウェブマガジン「マガジン9」に参画。2019年豊島区議会議員初当選。2022年れいわ新選組所属。2023年2期目当選。

『チャコの区議会物語』<https://maga9.jp/category/chako/>  
E-mail: tsukada@toshima.site X(旧Twitter): hisakotsukada9  
[所属委員会] 総務委員会、行財政改革調査特別委員会、副都心開発調査特別委員会、男女共同参画推進会議、女性活躍推進協議会、リサイクル・清掃審議会、土地開発公社評議員、区政連絡会5地区常任相談役(目白・雑司が谷・高田地区)

## 「すまいは権利」なのに… 住みたい人が住めないまちになっていないか？

(2025年第3回定例会一般質問より)

- ① 2024年度決算について
- ② 居住支援について
- ③ 生きづらさを抱える方々への支援について
- ④ 困難な環境にある女性支援について
- ⑤ 居場所づくりとコミュニティ創出について
- ⑥ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典参加と戦後80年について一般質問しました。

一般  
質問

「well-being」(あらゆる人にとって生きやすさ、  
幸せな状態)なまちづくりを目指すには？



ニュースで報じられているように、都内のマンション販売価格の上昇はすさまじく家賃高騰も続いています。本区において、再開発を含む大型マンションは、現在建設中や計画段階のものも多くあります。遅きに失することのないよう、他の自治体で行われているような、家賃高騰につながるような投機の抑制や居住実態のない空室が増えないよう、居住実態の調査、何かしらのルールや空室税の導入なども検討すべきではないか？と区の方針を問いました。



「住みたい人が住めない」一方で、マンションが投機対象で実際に住む人がいない、そんな事態があるとしたら、区が黙認していて良いとは思えません。引き続き、「すまいは権利」の観点からも、この課題に注目をし調査・質問を続けていきます。



▲「一般質問と答弁」全文

### 議会スケジュール予定

\*副都心開発特別委員会においては、池袋を中心とした再開発事業など「まちづくり」に関する報告と質疑が行われます。傍聴もできます。直近の予定▶1月15日10時～

### 令和8年第1回定例会▶2月10日～3月24日

- ・ 請願、陳情受付締切▶2月5日17時
- ・ 一般質問▶2月17日、18日
- ・ 常任委員会▶2月20日、24日、25日、26日
- ・ 予算委員会▶3月2日～3月18日



西崎ふうか(左) 塚田ひさこ(中) 川瀬さなえ(右)

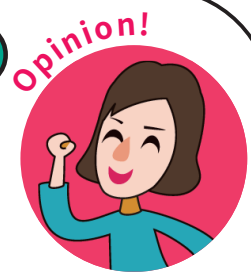
今年5月に新たに結成した「立憲・れいわ・市民の会」は、川瀬さなえ幹事長、西崎ふうか議員、そして私が副幹事長を務める3人からなる会派です。政治は、光が届いていないところに光をあてる役割を担うもの。そのことに常に自覚的であるべきとの思いを共有し、区民のくらしを第一に考えた政策に、取り組んで参ります。シスターフッドでエンパワメントしながら、区民のみならずにもより開かれた区政や議会となるよう、改革にも努めて参ります。

2

「陳情・請願」は、どなたでも区議会に提出することができます。



みなさんからのご意見、要望、疑義などを委員会で審議し、区政に反映させる役割を持っています。第3回定例会においても重要な陳情が出されましたので、採択の結果と私たちの考えを紹介します。



陳情1

「国による不当な生存権の侵害は許さない」  
～生活保護基準額の引き下げは、私たちの生活にも関係している～

生活保護の基準額引き下げ違憲訴訟、いわゆる「いのちのとりで訴訟」が、2014年から各地で行われてきましたが、今年6月に最高裁が引き下げは違法だとする判決を出し「画期的判決」と大きなニュースとなりました。第3回定例会の陳情に、「生活保護基準引き下げ違憲訴訟の最高裁判決を踏まえた速やかな対応について意見書提出を求める陳情」が出されました。「国が謝罪もせず、侵害された不利益を回復するための具体的な救済策を示さない」中で、豊島区議会が「不当な生存権の侵害は許さない」という姿勢を明確にすることは、区民の尊厳と信頼を守るための重要な意思表示になると、私は考えます。

また生活保護基準額は、国の生存権保障の水準、いわゆる「ナショナル・ミニマム」であり、最低賃金、就学援助、医療、介護など多くの制度と連動しています。「土台が沈めば、みんなが沈む」。すなわち私たちの生活にもダイレクトに関係してくることなのです。司法が示した判断を、今度は政治が実現に移す責任があります。国が動かないのなら、もっとも身近に命と暮らしを守る地方議会から、声をあげるべきです。その考えから私たちの会派は「ただちに採択すべき」との立場で、「討論」にも立ちましたが、賛成少数により不採択となりました。(立憲・れいわ、立憲民主、共産党が採択、公明党、都民ファ・国民、自民党、維新・無所属、無所属元気の会が不採択) 他の議会では全会一致で「採択」となったところもあるのに、残念なことです。



詳しくはこちら▶

陳情2

「区長の嫌疑に関する実態解明を求める陳情」～区民の立場に立った審査を～

第3回定例会の陳情に高際区長に関する陳情「区長居住マンション家賃を区の税金で支払っている嫌疑に関する実態解明を求める」「区長の公用車の目的外使用及び飲酒に関する問題の実態解明を求める」が2件出されました。調査と質疑の結果、区は区長が区内にかまえている自宅を「災害対策要員宿舎」と位置付け、全額家賃(約20万円)を支払っていることがわかりました。また選挙応援にも公用車を使用したことがある、ことがわかりました。私たちの会派は、「首長の家賃の全額補助は、前区長も行なっておらず、高際区長になってから始まった。23区でも本区のみであり、法的に問題ないとしても、区民の感情からすれば受け入れられるものではない」「政治活動として選挙応援の際は、公用車ではなくタクシーを使用するなどけじめをつけるべき」また委員会に区長は参加していたにもかかわらず、一度も答弁しなかったことから、「区長自ら説明すべき」と考え、いずれの陳情も採択との立場を取りました。委員会では不採択の会派が多数、議会でも不採択となりました。(立憲・れいわ、立憲民主が採択、公明、都民ファ・国民、自民党、維新・無所属、無所属元気の会が不採択、共産党は退席) しかしながら突如、第4回定例会の本会議冒頭で、区長は「陳情を出された事実だけが先行し、自らが説明をする機会がない。支援者から心配の声を聞いていて心を痛めている。よって法的には問題はないが、宿舎の無料規定の適用を辞退し、自ら負担する」と明言されました。区民の陳情が発端となり、疑義が明らかとなり、結果区政を動かしたと言えるでしょう。これからも区民の立場に立った審査、審議に努めて参ります。



詳しくはこちら▶

Information



～区政報告と区民のみなさんからお声を聞く「おしゃべり会」を、区民センターで定期的に行なっています～

【塚田ひさこのおしゃべり会&区政報告会&勉強会】

- 12月19日(金)「塚田ひさこのおしゃべり会」(区政報告) 19時～20時半(@としま区民センター 4階:和室)
- 2026年1月30日(金)「塚田ひさこのおしゃべり会」 18時半～20時半(@としま区民センター 6階:601/602)

スペシャルゲスト 予定あり

● 詳細や申込先は、塚田ひさこのXなどで告知していきます。



◁ホームページにアクセス  
toshima.site/

● みなさんからのご意見を議会活動に活かしていきます。また、塚田ひさこのニュース配布や街宣のお手伝いをしてくれる方、随時募集中です。こちらより、コンタクトください。



◁メールフォームにアクセス  
tsukada@toshima.site/